平成２６年（フ）第１４６号
熊本市南区平田１丁目２番32号
債務者　森上　　昇
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
熊本市南区平田１丁目２番32号
債務者　森上ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５７号
熊本市中央区渡鹿２丁目11番17―408号　ファインプレイス、前住所熊本市東区月出２丁目６番50―603号　サーパス県立大学前
債務者　内藤　正昭
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６１号
熊本県宇城市小川町江頭371番地７
債務者　岩見　綾子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
熊本市北区高平２丁目10番30号
債務者　長船　豪亮
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
熊本市東区保田窪４丁目14番68号　大成コーポ103号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８０号
熊本市南区良町３丁目14番６号
債務者　上村　素子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
佐賀県唐津市町田３丁目13番22号　サンコーアパートＡ―１号
債務者　盛田　文子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１２６号
神戸市北区惣山町３丁目17番地の５
債務者　上田　昌彦
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７号
神戸市北区西大池１丁目31―28　介護老人保健施設あすなろ旭、住民票上の住所神戸市北区惣山町３丁目17番地の５
債務者　上田田鶴子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２２号
神戸市中央区神仙寺通２丁目３番20号　神仙寺ハイツ204号、従前の住所神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番10―302号
債務者　夏取柚子こと夏取結杏こと　林　　珐仙
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７号
広島県福山市日吉台２丁目９番６―203号
債務者　信本　縫子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５９号
広島県福山市川口町１丁目13番10号　藤鬼アパート南棟中
債務者　江渡　一伸
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６２号
広島県福山市吉津町１番16号　レオパレス吉津町101
債務者　中尾　裕佳（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６３号
広島県福山市御幸町大字上岩成618番地７　エメローズ御幸402
債務者　門田　和子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６４号
広島県府中市広谷町1131番地１
債務者　高橋　光法
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係